



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年2月5日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
高齢福祉課	事業者指導係	河村	内線 3468 直通 058-272-8298 FAX 058-278-2639

## 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金の受付を開始します

県では、国の「医療・介護等支援パッケージ」に基づき、介護従事者に対する賃上げの支援及び職場環境改善を促進するため、下記のとおり補助事業を実施しますので、お知らせします。

記

### 1 対象事業所等

本補助金の対象となるのは、県内で介護保険制度に基づき指定を受け、介護サービスを提供している入所系・通所系・訪問系の施設・事業所です。老人福祉施設や介護保険施設、通所介護事業所、訪問介護事業所など、地域で介護サービスを担う幅広い事業所等が対象となります。

また、計画的に賃金改善や職場環境改善に取り組む事業所等を支援するため、生産性向上の取組や職場環境整備を進めている事業所等には、上乗せの補助も適用されます。

なお、福祉用具貸与・販売や居宅療養管理指導等のサービスは対象外となります。

### 2 申請方法

申請は3つの期間に分けて受け付けます。

※事業者は、条件に応じていずれかの期間を選択し申請してください。

※詳細は県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/478783.html>) を参照ください。

#### 【第1回】令和8年2月5日（木）～19日（木）

対象：令和8年3月末までに賃金改善・職場環境改善（以下「事業」という。）を完了できる事業者

要件：令和8年3月末までに事業を実施していること

実績報告書を4月15日（水）までに提出すること

申請方法：以下の専用フォームから申請

<https://logoform.jp/form/T8mB/1422231>

#### 【第2回】令和8年2月12日（木）～3月13日（金）

対象：令和8年4月以降に事業を完了する事業者

要件：令和8年度の実績報告（秋頃予定）までに事業を実施していること

申請方法：県ホームページに掲載する別途フォームから申請（別途案内）

### 【第3回】令和8年4月以降（別途案内）

対象：やむを得ない事情で12月の介護報酬が著しく低い事業者

令和8年1月～3月に新規開設した事業者など

要件：令和8年度の実績報告（秋頃予定）までに事業を実施していること

申請方法：県ホームページにて別途案内

### 3 補助金の額

介護サービス事業所等の補助額は、以下の式のとおり、被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計する。

被保険者ごとの補助額 = 基準月の介護総報酬 × 交付率

※交付率はサービス類型及び事業所ごとに満たす要件によって設定されます。

### 4 問い合わせ先

厚生労働省 老健局 介護職員等処遇改善加算等センター

電話：050-3733-0222（9：00～18：00／土日祝含む）